薩摩風土記

中

和書門 類
二九〇五四 號
一〇三 函
一三 架
三 冊

内閣文庫
和 書 類
二九〇五四 號
三 冊
一七六 函
一三 架

内閣文庫
番號	和	29054
冊數	3（ 2 ）	
函號	176	137

国立公文書館
National Archives of Japan

教部省文庫印
図書局文庫
内閣文庫
内一〇一八六號
深川文庫

一 南蛮人御法度被仰出候以来平戸ニ
有之候阿蘭陀人を長崎江引移し異国
船御免之外入る年ヲ可参旨急度
相守り候ニ付而 寛永十三年子年
松平右衛門佐御請候て長崎ニ西泊戸町
番所ニ石火矢かまへ被差置
千人番所
一 西泊戸町両所之番所 弐百六拾五人扶持
石火矢弐拾挺 玉薬 壱貫八百目 弐百目迄

中

一

一　戸町番所　同　石火矢拾七挺
松平筑前守　同番人数千人
番頭壱人　鉄炮大頭壱人　弓頭壱人
中老壱人　石組壱人　鉄炮頭廿人
船三拾壱艘　早舟十二艘
又明暦元未年　松浦肥前守承り築之
七ケ所　石火矢石蔵
一 壱番 高ラヽタブ
一 弐番 女神濱
一 三番 香神濱
一 四番 江濱
一 五番 高鉾
一 六番 長岩
一 七番 淡尾
番船三作月々十ケ年かはり
細川越中守高力摂津守山崎甲斐守度有り
附
一　早船四拾艘　早船壱艘
阿蘭陀加ゟ日本へ渡海之事
慶長六年肥の浦々へ居留名ちまつき人
夫ゟ早速江戸表へ言上の處右の船平戸

者へ申付船ニ而作付依而江戸へ参る途
中ニ別浦ニ而難風ニ付かひたんかうだ并ニ江
戸へ参り候処ヤニヨウス壱人江戸へ相残し
其外ハ境へ為帰し候様被仰付候同十三年
阿蘭陀船平戸着仕候是ハ先の船参り
候ニ付川内浦へ居候ニ付右之人ハ船ニ而帰
右之者御免被下候其後ハ年
戸へ参り商売仕候やうニ御朱印被成下候

権現様御朱印のうつし

阿蘭陀国日本へ渡海之時何之浦ニ船
為着岸候共不可有相違候向後被存
其旨往来聊無疎意者也

慶長十四年七月廿五日

ちやくすくるうんへいけ 以下

右ハ見つ守る 付

台徳院様御朱印

阿蘭陀来船到本邦何海之浦
雖遭風波之難縦之着岸日本国
領執地聊も不可有　相違者也

元和元年八月十六日

御朱印

御奉書之写

為交易中入阿蘭陀船至平戸ゟ
前々如被仰候　於所々被為売買此旨ニ
一切ハ不及申得其伴天連之
法不弘様堅可被仰付候之旨ニ候

土井大炊助
安藤対馬守
板倉伊賀守
本多上野介

松浦肥前守殿
人々御中

右之御朱印御奉書阿蘭陀出島居家ニ

扨るかぴたん献持渡し中ッ之ち後毎年迄
も々宝刑に何ハもって御免を被りひ
年々まで阿蘭陀も今ニ渡海いたし來貫
候りハ
おらんだ持渡りハ内金銀の小判ニ出抜渡り
彼国の用ニ致しくうる
和人の前ニて金銀吟味役人たるニ
分をこし候る事なり
小判大さ日本の大判のごとし何つき三分

何り中ニ何人何連ハはさらさり阿蘭陀へ渡
まなすり私へ出事度々出渡來り
銀を大銭のごとし又拾文銭のごとし去連も
ぬ代ニ而吟味ありむりしより此銀決を去中
ニ候へども今ニ持來りハ其の事なり

御神事の支

元来諸権現長崎此も神寛永二年仮諸
明和七年明神会祭何りありしハ松家大
神ニありしと今流諸小川諸諸

九日にまつりしを合祭なり十二ヶ年まては
宮司むかし諏訪の祭ありしなるに寛永
十二年御奉行神尾内記殿榊原飛騨守殿
在番之時より御供みこし三ツ出来し九月
七日に初る祭しつ先にありける処森崎殿
神行るためまつりまし正徳之元年
御奉行久松備後守殿元森崎明神ハ
地主神なりしハ神主社に祭し一ト殿極に
是より三社一同に此時御祭し時の御奉行も

琉人ハ物云ハ唐人ニ近ハをるはしの
言葉日本人と違ハ日本ことばさるま人々
往らくり安し大和言葉ニよそくの本
とてかくしニもて人物和なり

琉きうニ云ハ
日本の金銭通用
外乃本ニてハ志る〻の
ニ交易なり

さくら五行ニ
唐と阿牛の交易なり

牛本の爪ニて日本人来ル

祭禮一日前ゟ出島唐寺社 立寄まゝし 祭
禮見物なり

一 九月九日祭ハ此神輿三社大はし御旅所
へ出御り 十一日本社へかへり
祭禮日
九日
十一日
両日笠ほこおどりだんじり共ニ御旅所ニ而踊

一 毎年十三町ツヽ踊人たんかや おる丸山町
寄合町とハ役ゆるしにて

毎年壱番九山台祭礼渡りねり渡しあり
なかじばさしき参拝の人まつり候故やより新
造遊人娘袖ふりまくに扇子を持ちたくみ大
勢ふりうたひさしき小唄をせりふまふなり

九山町

のうまん
外三人かつら　芝居川ね　より合町

一 何と八番の町より　かさおさ

一 三人娘ふりおどり

一 たんきり中かく

一 引おい弥く

一 子ども手おどり　何まで

一 町人三下の角以ご

長崎南渡あり　東小西ぢまり　山ありて山のうへ八
寺あり中を町屋之　橋数六十余大小入内
石橋多し　川渡し　橋数丁の所なり　町
中石多しめぐりハ一寸としまりてても　衣え
何くあるく　年ふるやう之まつり中　ふも

より残らしゆるくなり　是則なる寺　同方を
ふやしぬるをのどへ出さる之あし　いちいち
魚を取らし安し　去れ共日多し　志物あ
さるし一句去か不足取らし　色人があり
町の名をかとなとぶ　旅人教方そしぞ
多方唐へかりける故之　盗賊をとは出め
方より叶らため　あるの　公義役日外ハ大御
の道に在麦有り　警を南北に中をなり
六ケ所　取り見る事　我手のく所なり　町

年々家衣来たり　家に唐人之勘定所つとむ之
外よ册に役指人なり　志ま遣ハ舎不以味やく
なり外に大通詞に無し　皆役人なり　其
外地面持を皆　役を一とせるなり

一　唐紅毛船破損の事
正徳の後丑六月上旬唐船日本へ漂来の
う法しかの者ニ日本文字を有写し
来ると見へるニ付早速江戸表へ御届
申上ル　おらんだ人へ申し　證拠を訳ふて
南京人何ゟた参ツ外唐人と相見候ハ
西へ湊へ入津大清ぞうりだ　訳もなく訳し
いかり役お附させ申ハ　江戸　表のさう
お待合

人数八十四人 乗合 [illegible]

せいくん てるあくと [illegible]

一 船 長サ十九間 横巾四尺五寸
深サ三間 [illegible] 人 長サ四間余

一 石火矢 薬三拾五桶 一 口薬桶 壱ツ

一 石火矢玉六百八十余 一 同 まり小玉 弐桶

一 鉄小玉 壱箱 一 打玉 壱桶

一 小石玉 八桶 一 鉄炮 四十七丁

一 火縄 但シ 鉄炮 弐十三丁

一 銀三百三拾九貫一 [illegible]拾四貫

一 [illegible] 拾弐貫

右の外 船より 江田 某 右馬 蔵ニ

外之 唐 進物 品 兵 積の 外

一 鉄炮 壱丁 筒 [illegible] 長サ 三尺三寸

一 同 四丁 [illegible] 六ケ [illegible]

一 同 八丁

メ

一いかた 五ツ
右の武名にて仕なし帰帆の州湊まで差渡
業を沖まで差渡しなし
かゝる人服無用
加福吉左衛門 下
本木庄太夫 下
楢林新右衛門 下
名村八左衛門 下

積来ル品
一羅紗 五拾八丸 一羅せ板 三拾八丸
一かへさう羅紗 壱丸 一ふらん 六丸
一ともいハ 八丸 一さんこ樹 壱束
一はんそうかう 四拾五丸
一かなきん 十丸 一と羅紗えん 四拾丸
一さらさ 十丸 一木綿縞 壱丸
一かゝみふ 拾丸 一茶碗 八桶
一さらうけ 壱桶 一ちく 拾たる

一 ちるしや皮 弐枚
一 花のゑ 拾箱　一 ゑ羅 弐拾六箱
一 しゝちや 八端　一 さいとろ綾 弐箱
一 ちゞ 七百斤　一 諸めんもんだき あや 八百反
一 牙いつ 一箱　一 金から皮 二箱
一 ちんた酒 一箱　一 ろけいし 三ツ
一 さいとろ鏡 壹 二かけ
一 大矢 一丁　一 さひどろ道具 二箱
一 小おいむ 二箱　一 大石矢 二丁

一 ゑげれす 国 隣字枚（ちゃふ　かぜふ）
右ハゑげれすハちへ此等ニ射中之わらんだ
一 宗門（ゑげれすハ きりしたん　わらんだハ けぢありめんなう）同宗
右宗旨の名ニ御座候
一 佛の名（ゑげれすハ ぐうと　わらんだハ こうと）
右同佛ニ御座候
右ハゑげれすもわらんだも佛ハ天地を祭り
かくち 云てわくつかし 天竺 ちす 中ハ宗門

ところ〳〵も有之候ところ宗門を改める
事も無之候
右之等ニ付而書付并ニかびたん判形人の
通詞判ニ而申上ル也
一 南蛮切支丹之 宗門 天主と申候 又いろ〳〵の仏名も申候と云々
此佛を毎年正月長崎ニ而人ニ踏せ申
其外色々之事ニ而御座候で金板ニいろ〳〵の
形彫付人のふみ候様之物を彫付候へ
右の其のを踏のうへ佛と申ハ南蛮の事也

も有之候得共略之
右の等の趣ニ而
承候ハ人々口書の写
一 英国船相渡申ニ付而申上候
何月何日南蛮人日本へ渡りなかさき申候様子
其外とも申候ハ其中ニも上元年二月
之入商売船数ニ而申上ル無之候ニ付
一 ふらん人共ニより船数十七艘仕立まかりあるとも
申候持越し申候ニ付右之候え共

中少時分さうた名こ居申ハ忍年来さてより
尊ミ申平ゟ家高貴殿をも軍勇をもお利
不申ハ右を承五郎筆を前わ申候
一東家の殿の御たし何様みゆ程ハあれハいつ迄も
高貴殿をかし不申ハ先年ちゝんたと東家
と軍いたしそこ孫以の方へは葉陀人
こりさんと御めり申ハ右のからんべか認えより
私殿ハ形を日本加認人へ書状とてまいらし
逢申ハあるたなきくらし候を何とぞ日本

御形を引丸返しくまり候ハたのミ状まいり
私状を御本筆人孫兵阿葉陀加認人へ於於

せんふろむかし
けいすをりたで　逢ひところ
せんふろもる
あふきさんところ
無人てき　ふきひき
何んこふたる
きん無人々

かけとくまんな
こゑ祢りや
ちゑ わいさ
さこりん きらん とん
まりや ゑん ちハ つゐ
をさあん ゐ

通詞方
加福 吉左衛門殿
冨永 市兵衛殿

楢林 新右衛門殿
中島 清左衛門殿

右本紙左ハ阿蘭陀人ゟ本紙
右ハ加判人ゟ差越申候書状の和解
申上候写

右書状和解

一 為古通詞人右事人事主今日本人へ条々
めくせ頼り候有書状を以申上候或ハ草致
年右事こうせん申方小ゞらつ迄候

右之せんめん判し也之を万事数多に
常何とそ時宜お待之とも
今ふなかりしかれ本国へ兆場少なる
一統様ニ日本公儀様御評議を上

阿蘭陀人

よろんぶ従ふり

東宮ニ居少おらんく女房けいたもるためてもつたる

人家　男子さらんふろめる

娘　おしころとうちまふぶんふり

〃　ちる無んし

女房　ゆんとうにっちへいへらう

おてまん

〃　こっめり

無事ころ家

さうもんてあなてさん

女　こうや　もんっはまん

〃　さ田さ家

唐船並旗下附等之事

一 唐人之書

一 おらんだ船旗下立申候事ハ言ニ不及仕候
時唐船のみどもも日本ニ来り古き旗を
立り申 然るに立申候由遠つらくらの地
ニて おらんだしく漆之事ニ申候

一 唐船紅毛ニ在之赤白節の如く立申候
まるに無赤も立申候 十文字の印 唐船
も是 嗣ニ而 からそと申候

一 南蛮人ハ無地赤く白き立色仕立十文字
角違ニ門申候 近頃ニ立申候 去けも是
なき印ハ立申 十文字ハ立んなん乃十文字遠
申候

一 十文字　なんなん 旗にて ならてと
おらんく 旗にて なら 記と

一 阿蘭陀ハ 下ハ赤白 立色て 仕立申候

右之色旗ニ候
おらんだ 旗ニ 加
まうてハ めきせい さる

文化五年いきりす船来て

一 阿蘭陀ニ而志めしかひたんを取りこみ
せられ候よし えけれす御ざ候由 然ル右大夫
間ニ合ず軍立遠ま引せつふく御役人ニ
家老せ川猿寄所草ニ而事ニも多を
打れまさりらん びり なを

寛政頃おろしや船来ル

一 おろしや船先年の頼ニ来ルなり

おらんだかひたん申上ん

一 長崎より出嶋までハ日本の地のよし承知
まりハ出嶋之なこハ芝居ニより売付し
せんよ焼を遣申候

阿蘭陀人申達の記

一 文政五年六月上旬まで沖嶋ニ掛置
遠ここ陸ニ見へ見へ早船ちて了きんいよし
たしかニ見へて右大夫まで船部破なる迄む
別ツちや船ちやハ 右の右大夫大浦の山ニと
右の如くニなるちやハ 右右大夫と申さ引

高峯の浦山まてそなたち申候まくはやし
き幕張之候その世話のはしを立ケ申候
前のごとく候て請取次第沖へ次申右の御
九艘旗大名衆詰申候右の御用意に御座候
役人之詰ちや舟申候常の阿蘭陀入船の世話
そさしと用意も出進あり出進とも志田溝済
高木月番こて候又は又た右そうそうに船居ん
出口戸町かたい玉葉まし阿蘭陀のおりさし
加勢立申かたく役人并勢門連出詰申候鑑よ

召ま車なれは返役のもの蹴陣羽織にて巻
陣笠みろく右よふき御掛り右大矢湯帰きま
引張巻にて役人足腰人数门お詰申候
阿蘭陀入津沖入り右大矢六ツ戸町大番所
前六ツを済みて六ツそれより出帆まえそ
放申候右から石火矢をてろくもたんぶ
舟川舟ツかんしの候先年右大矢焼りち
みく船をとく并志川め申候先せうし
記人并こうろし申候右七腔銭くてんかんぶ

一 うゑそめしにはくしんをまいらせ申候
かふくん 在家部屋の記
具関ちせんめり六ま めり路のうしにて
ちまん なりて摂津中の芦屋隆子まやま
ん隆子 故く 日改に移 去白めりうて
なしめうてめりうつての油まりかへ天上赤
郎うらう紙 まゐまんとし ろう川ら玉九人の所
にまく掛ケまんもこし掛まん九世天部召抱
まはとふかばろふ その志を移 まうしろう

一 其麻のかけ 移ところとだん一かするなり
まち起に まうて 是にきやまんとなり色
くのうつも酒なり 治を つり花香の歌
をかざる なるも

一 醫師も無理がい是よりいしにちうれすし
又ぞう人へも 日か 次 有 あふ 治気みちが
外し

一 食おち丸たうくなくてくみうく切ルくずふか
け食しまふにふうきとくいきじその也之

めいハかの玉の床日本のむきよりうるし
右をかしや志よしきるゝ出しさやんぶ
かゝるもに唐紫にぬしとをかさるなりお
らんだをとり紫の盃清水を日本の戸棚の
こしその上にまんきてんきの始まん部さまへ
志以らく角にもたゝこゝらかさり盃なりまの
あるをこゝ迄なり 又清人金紫の中通町の
出しハ あやこゝらやかりや阿や陈織の事也なり

高嵜の社

湊入口に高橋にかゝり湊天明神に向ひ神
所これ稲荷の社あり此社集り金を拾ふ
入用の義をそ見たけのかんを受けるに
日の内に拾両手に文ある迄ども此月何
進の詫文御る事日限まちかんむ大きに
こさきがふにかぶさり子なき何か殊らける
其のをきろきむかしより言伝へなり

松平岩書取扱 山玉郎

一 文政三辰年八月十五日夜丑時毎の事兄
より吹出帆寺破見廻し頭を仕候月旗合
此兄弟山僕使として鮭当五十郎花井
常蔵友魚詞右雄六治郎粉殺合治郎
植村作七郎ほか薬院人集て膳をせまえ志
さんもるおらんくさく合せ人かくみ申
仕り候かの本舟より出舟ほかまく出申し
右ニ旗合ほか薬院人さうく気方取へみせ
漕出し一しれむ四川まて舟の鉄炮右大矢ひ

ヒヤウチヤク之圖

辰年流る ヒヤウチヤク 八
流りの病ニ時川口ニ
世おきなり

とをちかちかしいれ右之月大変て於於於
ん陀か玉うへを無人てまきとふ
御奈下を持護ねし立山の屋敷え
のをゆい頃て玉やう成ゆゆるいろもは
あ人ぬ遊しのゆ平常思取ゆ引留をゆ仕
ぬをゝ之ても一切男ても宿い是非ゆく衣
たきつ半葉ぶてとう と云右両人へかし
とり正しゆしれ
以上

其砌御尋之処右船仕出し候由申候又是
拵も申候船長サ凡三拾間程御座候由申候
右大矢之
一方ニ弐拾挺宛も御座候
旗之儀一切立不申候人数之儀ハ凡弐百人も
御座候ト承候ヘハ見付之者承り候ニ御座候
船之造り至而丈夫ニ御座候大小鉄砲右大矢
猿勇ニ而御座候而かゝり右大矢共相添候而附
添候と見れ候村方中まても御座候

船立至而若年之小御座候

深川文庫

国立公文書館
National Archives of Japan